

## 議 事 日 程

- |        |        |                                       |
|--------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1  |        | 会議録署名議員の指名について                        |
| 日程第 2  |        | 会期の決定について                             |
| 日程第 3  |        | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                     |
| 日程第 4  | 報告第 1号 | 令和5年度遠軽町一般会計継続費について                   |
| 日程第 5  | 報告第 2号 | 令和5年度遠軽町健全化判断比率について                   |
| 日程第 6  | 報告第 3号 | 令和5年度遠軽町資金不足比率について                    |
| 日程第 7  | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                      |
| 日程第 8  | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について                        |
| 日程第 9  | 同意第 2号 | 公平委員会委員の選任について                        |
| 日程第 10 | 議案第 1号 | 表彰について                                |
| 日程第 11 | 議案第 2号 | 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について                  |
| 日程第 12 | 議案第 3号 | 健康保険の被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 4号 | 工事請負契約の変更契約の締結について                    |
| 日程第 14 | 議案第 5号 | 令和5年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について        |
| 日程第 15 | 議案第 6号 | 令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）                 |
| 日程第 16 | 議案第 7号 | 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）           |
| 日程第 17 | 議案第 8号 | 令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）             |
| 日程第 18 | 認定第 1号 | 令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 19 | 認定第 2号 | 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 20 | 認定第 3号 | 令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第 21 | 認定第 4号 | 令和5年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第 22 | 認定第 5号 | 令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第 23 | 認定第 6号 | 令和5年度遠軽町水道事業会計決算認定について                |
| 日程第 24 | 認定第 7号 | 令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定について               |
| 日程第 25 |        | 一般質問                                  |
| 日程第 26 | 議案第 9号 | 表彰について                                |
| 日程第 27 | 認定第 1号 | 令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について              |

- (付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 28 認定第 2号 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について
- (付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 29 認定第 3号 令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について
- (付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 30 認定第 4号 令和5年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- (付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 31 認定第 5号 令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- (付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 32 認定第 6号 令和5年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- (付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 33 認定第 7号 令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- (付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 34 意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第 35 意見案第2号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げと制度の見直  
しを求める意見書
- 日程第 36 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 37 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

## 令和6年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月5日（木）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名について                        |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                             |
| 日程第 3 |        | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                     |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 令和5年度遠軽町一般会計継続費について                   |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 令和5年度遠軽町健全化判断比率について                   |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 令和5年度遠軽町資金不足比率について                    |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                      |
| 日程第 8 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について                        |
| 日程第 9 | 同意第 2号 | 公平委員会委員の選任について                        |
| 日程第10 | 議案第 1号 | 表彰について                                |
| 日程第11 | 議案第 2号 | 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について                  |
| 日程第12 | 議案第 3号 | 健康保険の被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 4号 | 工事請負契約の変更契約の締結について                    |
| 日程第14 | 議案第 5号 | 令和5年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について        |
| 日程第15 | 議案第 6号 | 令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）                 |
| 日程第16 | 議案第 7号 | 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）           |
| 日程第17 | 議案第 8号 | 令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）             |
| 日程第18 | 認定第 1号 | 令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第19 | 認定第 2号 | 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第20 | 認定第 3号 | 令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第21 | 認定第 4号 | 令和5年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ            |

いて

日程第 2 2 認定第 5 号 令和 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 2 3 認定第 6 号 令和 5 年度遠軽町水道事業会計決算認定について

日程第 2 4 認定第 7 号 令和 5 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について

---

◎出席議員（14名）

議 長	1 6 番	杉 本 信 一 君	1 5 番	竹 中 裕 志 君
	1 番	白 幡 隆 一 君	2 番	秋 元 直 樹 君
	3 番	黒 坂 貴 行 君	4 番	阿 部 君 枝 君
	6 番	戸 松 恵 子 君	7 番	山 本 悟 君
	8 番	佐 藤 昇 君	9 番	佐 藤 登 君
	1 0 番	山 谷 敬 二 君	1 1 番	前 島 英 樹 君
	1 3 番	渡 辺 清 夏 君	1 4 番	今 村 則 康 君

---

◎欠席議員（1名）

1 2 番 佐 藤 和 徳 君

---

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農業委員会会長	石 丸 博 雄 君

---

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	堂 前 政 好 君	情 報 管 財 課 長	吉 岡 秀 利 君
企 画 課 長	中 原 誉 君	財 政 課 長	今 井 昌 幸 君
保 健 福 祉 課 長	岩 井 誠 志 君	住 民 生 活 課 長	太 田 貴 幸 君
子 育 て 支 援 課 長	二 瓶 雄 介 君	農 政 林 務 課 長	広 瀬 淳 次 君
建 設 課 長	米 谷 克 美 君	水 道 課 長	大 川 寿 雄 君
生 田 原 総 合 支 所 長	今 泉 郁 夫 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 長	加 藤 政 勝 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 参 事	倉 内 健 一 君	白 滝 総 合 支 所 長	長 原 裕 一 君
会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君	教 育 部 長	古 賀 伸 次 君
総 務 課 長	西 聡 君	監 査 委 員 事 務 局 長	成 中 克 也 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	堂 前 政 好 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 淳 次 君

◎議会事務局職員出席者

事務局長 小野寺 正彦 君      事務局参事 成中 克也 君  
事務局主任 堂前 あすか 君

《令和6年9月5日》

---

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和6年第6回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、14人であります。

なお、12番、佐藤議員より、欠席の届出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和6年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第25までとなっております。

また、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、白幡議員、渡辺議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和6年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、8月30日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月11日までの7日間と決定いたしました。

なお、9月7日及び8日は休日のため、9月9日及び10日は決算審査のため、休会いたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月9日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月11日までの7日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月11日までの7日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和6年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和6年第4回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、東京遠軽会についてであります。6月29日に東京都で令和6年度ふるさと懇親会が開催され、町内の関係団体とともに参加をしてきました。

約50人の参加の中、町からは近況の報告やふるさと納税の紹介などを行い、会場はふるさとを懐かしみながら大いに盛り上がりを見せたところであり、今後も東京遠軽会との結びつきを大切にしていきたいと思います。

次に、7月29日に開催しました国際交流講演会についてであります。会場の芸術文化交流プラザには約260人の来場がありました。

講師には、外務省在サンパウロ日本国総領事館総領事や防衛省防衛政策局次長などを務められた現・外務省中南米局長の野口泰氏を迎え、「南米の大国ブラジルと日本」と題し、ブラジルとの国際交流の重要性について御講演をいただきました。

本町では、昨年、ブラジル・バストス市との姉妹都市提携50周年記念事業を実施したところであり、講演の中で野口氏からは「草の根レベルで結びついていることは大変にありがたい」とのお話がありました。

今後も、北海道内唯一のブラジルとの姉妹都市として、血のつながりで結ばれたバスト

ス市との関係を育んでまいります。

次に、夏のイベントについてであります。町内の各地域では、いくたはらヤマベまつり、遠軽がんばろう夏まつり、まるせっぷ観光まつり、ふるさと大好き盆踊り、アンジくんのふるさとまつりなどが関係者の皆様の御協力により開催され、各イベントともにぎわいを見せておりました。

このうち、7月13日に開催された遠軽がんばろう夏まつりの千人踊りでは、遠軽町役場チームは国宝である北海道白滝遺跡群出土品をイメージした黒いはっぴ「国宝はっぴ」で踊り、「国宝のあるまち遠軽町」をPRしました。

なお、「国宝はっぴ」は、町のPR活動や地域活性化のための活動を行う町内の団体などに対し、無償で貸出ししておりますので、ぜひ御活用いただきたいと思っております。

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。8月1日から10日までの10日間、東京大学運動会硬式野球部が3年連続3回目となる本町での合宿を行いました。

この合宿は、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会とともに進めてきた誘致活動により実現したもので、選手など総勢56人がえんがる球場などで練習を積みました。

合宿期間中には、遠軽高等学校野球部などとの練習試合のほか、今年も「遠軽東大塾」で東大生が町内の中高生に東大流の勉強方法を教えるなど、子どもたちの学力向上にも貢献していただいたところであり、この合宿が今後も継続されるよう、引き続き取り組んでまいります。

このほか、横浜隼人高等学校硬式野球部や岐阜工業高等学校ラグビー部など、数多くの野球とラグビー合宿が行われ、また、道の駅遠軽森のオホーツクのサマーグレンデを使用したアルペンスキー合宿やバレーボール合宿も行われるなど、多くの選手たちが本町を訪れたところです。

今後も、合宿団体との交流を通して、遠軽高等学校の部活動と学力のレベル向上を図り、地域の教育環境を維持することで地域の産業を支えるとともに、スポーツの普及や子どもたちのスポーツ競技力向上など、地域の活性化に向け取り組んでまいります。

次に、要望関係についてであります。遠軽地区総合開発期成会の札幌要望を6月24日及び25日、中央要望を26日及び27日に、高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会の札幌要望を6月28日、中央要望を7月10日に、オホーツク圏活性化期成会の札幌要望を7月22日、中央要望を7月24日に、それぞれの懸案事項について関係省庁及び国会議員に対し要望を行ってまいりました。

また、7月18日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、北海道の自衛隊の体制強化及び地域コミュニティとの連携について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し要望を行い、8月21日には、オホーツク圏活性化期成会として、石北本線の維持・活性化に関して、北海道旅客鉄道株式会社に対し要望を行ってまいりました。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号令和5年度遠軽町一般会計継続費については、令和5年度遠軽町一般会計予

算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号令和5年度遠軽町健全化判断比率について及び報告第3号令和5年度遠軽町資金不足比率については、令和5年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の任期満了等に伴い、後任の委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第2号公平委員会委員の選任については、現委員の任期満了に伴い、後任の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険の被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に応じない場合に関する規定を削除するため、本条例を定めるものです。

議案第3号健康保険の被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、本人確認書類等の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第4号工事請負契約の変更契約の締結については、令和6年度公共駐車場整備工事その1について、議会の議決を求めるものです。

議案第5号令和5年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第6号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び町債を補正するものです。

歳出については、保育所運営事業に係る会計年度任用職員人件費、児童手当の抜本的拡充に伴う経費、新型コロナウイルスワクチン予防接種扶助費、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金、いこいの森管理事業修繕料などを計上したところです。

議案第7号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険システム改修業務委託料などを計上したところです。

議案第8号令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、令和5年度介護給付費負担金等の確定に伴う精算返還金を計上したところです。

認定第1号から認定第7号までについては、令和5年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委

員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 報告第1号令和5年度遠軽町一般会計継続費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第1号令和5年度遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告するものです。

1ページをお開き願います。

令和5年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、子ども広場整備事業につきましては、令和4年度から令和5年度までの2か年で事業を実施したもので、全体計画3億8,824万6,000円に対し、実績3億8,824万5,000円となったものです。

公共駐車場等整備事業につきましては、令和4年度から令和5年度までの2か年で事業を実施したもので、全体計画2億7,770万8,000円に対し、実績2億7,770万6,000円となったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号令和5年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

---

#### ◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（杉本信一君） 日程第5 報告第2号令和5年度遠軽町健全化判断比率について、日程第6 報告第3号令和5年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

《令和6年9月5日》

○**財政課長（今井昌幸君）** 報告第2号令和5年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、令和5年度においては10.6%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、令和5年度においては25.4%となったものです。

各指標につきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番9として、監査委員の健全化判断比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、報告第3号令和5年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番9及び11として、監査委員の資金不足比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○**議長（杉本信一君）** これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（杉本信一君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和5年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和5年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

---

#### ◎日程第7 諮問第1号

○議長（杉本信一君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員六車潔氏が、令和6年3月31日に退任されたため、及び人権擁護委員味戸美枝子氏が令和6年12月31日をもって任期満了となるため、次の方々を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原152番地4。氏名、高橋静江氏。生年月日、昭和36年9月15日。

住所、遠軽町白滝上支湧別414番地1。氏名、味戸美枝子氏。生年月日、昭和34年5月27日であります。

以上の方々は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方であるため、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第8 同意第1号

○議長（杉本信一君） 日程第8 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

《令和6年9月5日》

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

遠軽町教育委員会委員能正直樹氏が、令和6年11月8日をもって任期満了となるため、次の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町丸瀬布水谷町68番地40。氏名、能正直樹氏。生年月日、昭和45年6月29日であります。

能正氏は、人格が高潔で、教育に関し識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次の一ジの参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第9 同意第2号

○議長（杉本信一君） 日程第9 同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第2号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

遠軽町公平委員会委員中村哲男氏が、令和6年11月8日をもって任期満了となるため、次の方を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

住所、遠軽町南町3丁目3番地10。氏名、中村哲男氏。生年月日、昭和30年5月19日であります。

中村氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する方でありますので、公平育委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めらるものであります。

《令和6年9月5日》

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。  
以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終わります。  
これより、同意第2号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第10 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第1号表彰についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。  
堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。  
遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。  
次のページ、別紙をお開き願います。

1の遠軽町表彰条例第2条第1号カに該当する自治功労としまして、20年以上遠軽町都市計画審議会委員の職にあります、北見市美芳町5丁目8番3号、高橋清様であります。

2の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として1,000万円の御寄附をいただきました、東京都文京区本郷3丁目42番5号、エム・エフコンサルタント株式会社様であります。

3の遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当する消防功労としまして、20年以上消防団員として勤続されました、遠軽町1条通北2丁目1番地32、岳上秀明様。遠軽町東町3丁目3番地30、阿部御幸様。遠軽町丸瀬布西町9番地、入江貴之様。遠軽町大通南1丁目5番地7、木村一則様。遠軽町南町3丁目28番地43、佐藤伸哉様。遠軽町東町1丁目5番地33、石井香苗様であります。

以上、自治功労1件、社会功労1件、消防功労6件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第2号

○議長(杉本信一君) 日程第11 議案第2号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田住民生活課長。

○住民生活課長(太田貴幸君) 議案第2号遠軽町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正による国民健康保険法の一部改正に伴う改正であり、令和6年12月2日から健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることから改正をするものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次ページの参考資料、新旧対照表により御説明いたしますのでお開き願います。

第11条は、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除することから、改正文のとおり改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は令和6年12月2日から施行するものですが、経過措置として、令和6年12月2日時点で被保険者証の交付を受けている世帯主がした行為に対する罰則の適用については、従前の例によることとします。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第12 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第3号健康保険の被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第3号健康保険の被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日から健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、本人確認の書類として、健康保険被保険者証を規定している条例及び健康保険被保険者証の資格状況を確認するために提示を規定している条例について、一部改正をするものです。

別紙をお開き願います。

健康保険の被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例です。

改正の内容につきましては、次ページの参考資料、新旧対照表により御説明いたしますのでお開き願います。

第1条関係は、遠軽町印鑑条例の改正で、第4条第3項第3号アにおいて、本人確認の書類として健康保険被保険者証又は共済組合員証が規定されていますので、改正文のとおり削除するものです。

第2条関係は、遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例の改正で、第9条第2号に町長への届出義務として被保険者証又は組合員証の規定がされていますので、改正文のとおり改めるものです。

第3条関係は、遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の改正で、第7条に医療機関への提示として被保険者証又は組合員証の規定がされていますので、改正文のとおり削除し、第9条第2号に町長への届出義務として被保険者証又は組合員証の規定がされていますので、改正文のとおり改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は令和6年12月2日から施行するものですが、経過措置として、遠軽町印鑑条例については、健康保険被保険者証又は共済組合員証の有効期限が経過するまでの間は、なお従前の例によることとします。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号健康保険の被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第4号

○議長(杉本信一君) 日程第13 議案第4号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第4号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

産業廃棄物の概数数量の確定による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和6年度公共駐車場整備工事その1であります。

契約金額は、変更前6,688万円、変更後6,724万3,000円であります。

契約の相手方は、三共後藤・茶木経常建設共同企業体。

代表者、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史。

構成員、遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役、茶木義尚であります。

この工事につきましては、4月25日、株式会社渡辺組外6者により指名競争入札を行い、三共後藤・茶木経常建設共同企業体が6,688万円で落札をし、5月10日から着工、9月30日の完成を予定しているところでありますが、産業廃棄物の概数数量の確定による設計変更に伴いまして、契約金額6,688万円を36万3,000円増の6,724万3,000円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第5号令和5年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第5号令和5年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

令和5年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金5,742万8,535円のうち、3,000万円を減債積立金に積立いたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号令和5年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第6号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第6号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,912万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億3,056万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

《令和6年9月5日》

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に2,749万5,000円を追加、2項国庫補助金に144万7,000円を追加し、総額を12億396万6,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金を44万3,000円減額、2項道補助金に17万9,000円を追加し、総額を6億6,159万6,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,043万1,000円を追加し、総額を1億4,608万3,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を704万7,000円減額し、総額を16億7,091万円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に5,583万円を追加し、総額を5億7,859万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に123万1,000円を追加し、総額を25億4,103万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計177億4,144万6,000円に8,912万3,000円を追加し、総額を178億3,056万9,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1,591万1,000円を追加し、総額を46億6,106万1,000円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に3,032万1,000円を追加し、総額を30億5,011万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に4,161万2,000円を追加し、総額を17億8,813万円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に17万9,000円を追加し、総額を5億3,367万9,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に110万円を追加し、総額を5億4,918万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計177億4,144万6,000円に8,912万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の178億3,056万9,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

地方債の変更につきましては、過疎地域持続的発展特別事業及び臨時財政対策債の限度額を記載のとおり変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明

いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般職人件費48万円につきましては、保育所運営事業に係る会計年度任用職員の勤務形態の変更及び加配職員の新たな配置による任用のため、職員共済組合負担金17万6,000円、福祉協会負担金2,000円、報酬職社会保険料30万2,000円をそれぞれ追加するものです。

6目企画費につきましては、財源の振替です。

14目諸費、税外収入還付500万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金ほか、国庫補助金等の令和5年度分精算による返還金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金6件分43万1,000円を追加、まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税1件分1,000万円の追加です。

11ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費、児童手当支給事業2,808万2,000円につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正により、児童手当制度における所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間延長、第3子以降に係る支給額の増額、支払月の細分化などの抜本的拡充が図られることに伴い必要な経費を計上するもので、時間外及び休日勤務手当77万2,000円、消耗品費7万8,000円、印刷製本費20万9,000円、通信運搬費38万8,000円をそれぞれ追加し、児童手当扶助費は、各区分に応じた手当額を見込み2,672万円を追加、児童手当扶助費特例給付分については、所得制限の撤廃により8万5,000円を減額するものです。

5目保育所費、保育所運営事業223万9,000円につきましては、会計年度任用職員の勤務形態の変更及び加配職員の新たな配置による任用のため、会計年度任用職員報酬470万1,000円の追加、一般職給279万1,000円を減額、期末手当17万9,000円の追加、勤勉手当15万円の追加です。

13ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、予防接種事業4,161万2,000円につきましては、令和6年10月から開始される新型コロナウイルスワクチン定期接種において接種費用を助成するため、新型コロナウイルスワクチン予防接種扶助費を計上するもので、接種費用を1回当たり1万5,300円と見込み、全額助成は生活保護世帯55人分、一部助成は1万800円を3,775人分と見込み計上するものです。

15ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業振興一般経費17万9,000円につきましては、てん菜の生産に影響を与える褐斑病に対する防除事業に要する費用の補助として、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金を計上するもので、事業に参加する生

産者は農家8戸、事業者1団体であります。

17ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費4目観光施設費、いこいの森管理事業110万円につきましては、いこいの森キャンプ場内のトイレ浄化槽設備の故障に伴い緊急で修繕を行ったことにより、当初予定していた予算に不足が生じるため、修繕料の追加です。

次に、2、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、児童手当制度改正に伴い、児童手当負担金2,755万3,000円の追加、特例給付児童手当負担金5万8,000円の減額です。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金144万7,000円につきましては、児童手当制度改正に伴い、子ども・子育て支援事業費補助金を追加するものです。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金につきましては、児童手当制度改正に伴い、児童手当負担金42万8,000円の減額、特例給付児童手当負担金1万5,000円の減額です。

2項道補助金4目農林水産業費道補助金17万9,000円につきましては、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金を計上するものです。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金43万1,000円につきましては、まちづくり振興資金として6件の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,000万円につきましては、地方創生推進資金として1件の企業版ふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては704万7,000円の減額です。

21款諸収入5項雑入5目過年度収入2,404万1,000円につきましては、施設型給付費等負担金のほか、国及び道負担金の5年度事業に係る精算受入れによるものです。

6目雑入3,178万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種において国が設置した基金からワクチン接種1回当たり8,300円の助成金が交付されるため、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金を計上するものです。

22款町債1項町債7目過疎地域持続的発展特別事業債につきましては60万円の追加、8目臨時財政対策債につきましては63万1,000円の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページ、10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（杉本信一君） 3 款民生費、11 ページ、12 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 4 款衛生費、13 ページ、14 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 6 款農林水産業費、15 ページ、16 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 7 款商工費、17 ページ、18 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。  
15 款国庫支出金、7 ページ、8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 16 款道支出金、7 ページ、8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 18 款寄附金、7 ページ、8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 19 款繰入金、7 ページ、8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 21 款諸収入、7 ページ、8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 22 款町債、7 ページ、8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第2表地方債補正、3 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終わります。  
これより、議案第6号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第7号

- 議長（杉本信一君） 日程第16 議案第7号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
提出者の説明を求めます。  
太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第7号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本補正予算案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ302万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,792万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

8款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金に302万9,000円を追加し、総額を302万9,000円とするものです。これにより、歳入合計21億4,490万円に302万9,000円を追加し、総額を21億4,792万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページ目をお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に243万1,000円を追加し、総額を3,710万6,000円とし、4項特別対策事業費に59万8,000円を追加し、総額を1,562万4,000円とするものです。これにより、歳出合計21億4,490万円に302万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億4,792万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページ目をお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費243万1,000円につきましては、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化に伴う総合行政情報システムの改修業務委託料の計上です。

続きまして、10ページ目をお開き願います。

1款総務費4項特別対策事業費1目特別対策事業費59万8,000円につきましては、マイナンバーの下4桁を各被保険者に通知する資格情報のお知らせ通知のための通信運搬費の計上です。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページ目をお開き願います。

8款国庫支出金1項国庫補助金1目社会保障・税番号制度システム整備事業等補助金1節社会保障・税番号制度システム整備事業等補助金302万9,000円につきましては、システム改修などによる国庫補助金の追加です。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳

出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

8 款国庫支出金、6 ページ、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 7 号令和 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第 17 議案第 8 号

○議長(杉本信一君) 日程第 17 議案第 8 号令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長(岩井誠志君) 議案第 8 号令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について御説明いたします。

令和 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,857 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 21 億 7,012 万 1,000 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 7,857 万 1,000 円を追加し、総額を 7,857 万 2,000 円とするものです。これにより、歳入合計 20 億 9,155 万円に 7,857 万 1,000 円を追加し、総額を 21 億 7,012 万 1,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

6 款諸支出金につきましては、1 項償還金及び還付加算金に 7,857 万 1,000 円を追加し、総額を 7,918 万 1,000 円とするものです。これにより、歳出合計 20 億 9,155 万円に 7,857 万 1,000 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 21 億 7,012 万

1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金7,857万1,000円の追加につきましては、令和5年度介護給付費の確定に伴う介護給付費負担金等返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金7,857万1,000円の追加につきましては、介護給付費負担金等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号令和6年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩とします。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

---

◎日程第18 認定第1号から日程第24 認定第7号まで

○議長（杉本信一君） 日程第18 認定第1号令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算

認定について、日程第19 認定第2号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第3号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第4号令和5年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第5号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第6号令和5年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第24 認定第7号令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

奥山会計管理者。

○会計管理者（奥山隆男君） 地方自治法第233条第3項の規定による令和5年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5会計の決算概要について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番3、4及び赤番6から8までの5冊でございます。

赤番3は、一般会計及び特別会計におきます歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。赤番4は、歳入歳出決算概要説明書。赤番6は、地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番7は歳入歳出決算審査意見書。赤番8は、基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号令和5年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

赤番3、歳入歳出決算書を御覧願います。

決算書の1から4ページは、歳入に係る款及び項における決算額となります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計183億2,038万7,458円、右列、不納欠損額合計603万4,327円、収入未済額合計2億236万6,797円。

なお、一般会計及び各特別会計における収入未済額及び不納欠損の内訳は、赤番4、歳入歳出決算概要説明書の19から28ページ、4、町税等収入未済額比較表及び5、収入未済額調書、6、不納欠損額調書にそれぞれ記載してございます。後ほど御覧願います。

決算書に戻りまして、5ページから8ページをお開き願います。

歳出に係る款及び項における決算額となります。

8ページをお開き願います。

8ページ左列、支出済額の歳出合計は176億691万5,875円、翌年度繰越額合計2億5,620万円、不用額合計7億7,093万5,125円。

《令和6年9月5日》

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額7億1,347万1,583円。このうち3億5,400万円については、地方自治法の規定により、財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細の説明は省略させていただきますが、9ページから210ページまで、歳入歳出それぞれ各節まで記載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、211ページをお開き願います。

211ページ表中、実質収支額は7億611万4,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3億5,400万円であります。

続きまして、認定第2号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の212ページをお開き願います。

212ページと213ページは歳入に係る決算額で、213ページ、収入済額の歳入合計は19億6,134万8,399円、不納欠損額合計245万531円、収入未済額合計5,451万7,780円。

214ページをお開き願います。

214ページ、215ページは歳出に係る決算額となり、215ページ、支出済額の歳出合計は19億5,401万8,454円、翌年度繰越額合計ゼロ円、不用額合計1億9,850万6,546円。

214ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額732万9,945円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書216ページから239ページまで、こちらにつきまして詳細説明については省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、240ページをお開き願います。

240ページ表中、実質収支額は732万9,000円であります。

次に、認定第3号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

241ページをお開き願います。

241ページ、242ページは歳入に係る決算額で、242ページ、収入済額歳入合計3億7,469万8,703円、不納欠損額合計4万1,800円、収入未済額合計289万100円となっております。

243ページをお開き願います。

243ページ、244ページは歳出に係る決算額で、244ページ、支出済額歳出合計3億7,236万8,748円、翌年度繰越額合計ゼロ円、不用額合計871万2,252円。

243ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額232万9,955円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書245ページから254ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、255ページをお開き願います。

255ページ表中、実質収支額は232万9,000円であります。

次に、認定第4号令和5年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の256ページをお開き願います。

256ページ、257ページは歳入に係る決算額で、257ページ、収入済額歳入合計21億2,151万6,499円、不納欠損額合計21万6,400円、収入未済額合計310万1,400円。

258ページをお開き願います。

258ページ、259ページは、歳出に係る決算額でございます。259ページ、支出済額歳出合計19億7,474万8,039円、翌年度繰越額合計ゼロ円、不用額合計3億184万4,961円。

258ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額1億4,676万8,460円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書260ページから283ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、284ページをお開き願います。

284ページ表中、実質収支額は1億4,676万8,000円であります。

次に、認定第5号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の285ページをお開き願います。

285ページ、286ページは歳入に係る決算額で、286ページ、収入済額の歳入合計6,958万4,248円、不納欠損額合計ゼロ円、収入未済額の合計は39万5,059円。

次に、287ページをお開き願います。

287ページ、288ページは歳出に係る決算額でございます。288ページ、支出済額の歳出合計6,631万6,591円、翌年度繰越額の合計ゼロ円、不用額の合計469万7,409円。

287ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は326万7,657円。

なお、この差引残額は、遠軽町個別排水処理事業について地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、同法の規定による下水道事業会計へ引継ぎを行っているものでございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書289ページから296ページまでにつきまして、詳細説明は省略とさせていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、297ページをお開き願います。

297ページ表中、実質収支額は326万7,000円であります。

次に、298ページから306ページは、令和5年度財産に関する調書で、公有財産、物

品、債権及び基金について記載をしております。詳細については省略させていただきます。

次に、別冊の赤番4、令和5年度遠軽町一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧願います。

1ページをお開き願います。

1ページは、会計別決算額総括表でございます。

2ページから10ページは、各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について前年度と比較をしたものでございます。

11ページから18ページは、各款の中で節の占める金額及び比率で、各会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳でございます。

次に19ページは、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未済額について、前年度と比較をしたものでございます。

20ページから24ページは収入未済額調書で、町税以外の収入未済額の内訳でございます。

25ページから28ページは不納欠損額調書で、令和5年度における不納欠損額の年度別内訳でございます。

29ページから30ページは給与費決算調書で、各項における給与費の内訳でございます。

31ページ、32ページは公債費に関する調書で、各会計の起債の状況について目的別及び借入先別に分類をしたものでございます。

33ページ、34ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの12基金の内訳でございます。

34ページ、決算年度末現在高(J)の合計は75億3,426万5,035円、また、本年5月末現在高(Q)の合計は101億4,343万2,707円となっております。

次に、令和5年度定額運用基金運用状況につきまして、35ページは土地開発基金運用状況、36ページは奨学資金貸付基金運用状況、37ページは旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金運用状況の内訳となっております。

次に、目的税の用途につきまして、38ページは入湯税及び都市計画税、39ページから40ページは、引上げ分に係る地方消費税の内訳となっております。お目通しをお願いいたします。

その他、お手元の資料、赤番6、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書、赤番7、各会計の決算審査における監査委員の意見書、赤番8、基金運用状況審査における監査委員の意見書、こちらにつきましては詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、令和5年度遠軽町一般会計及び特別会計の決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 地方公営企業法第30条第4項の規定による令和5年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第6号令和5年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第7号令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番5、令和5年度遠軽町企業会計決算書及び赤番10、地方公営企業法に基づく監査委員の意見書としての令和5年度遠軽町企業会計決算審査意見書であります。

初めに、認定第6号令和5年度遠軽町水道事業会計決算認定について説明いたします。

赤番5の令和5年度遠軽町企業会計決算書の1ページを御覧願います。

1ページから4ページまでは令和5年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページから2ページまでの上段は収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は第1項営業収益から第3項特別利益まで、決算額6億5,267万7,940円です。下段は支出で、第1款水道事業費用は第1項営業費用から第3項予備費まで合わせて、決算額6億2,624万2,511円です。

次に、3ページから4ページまでの上段は資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は第1項企業債から第6項固定資産売却代金までを合わせて、決算額4億1,451万6,171円です。下段は支出で、第1款資本的支出は第1項建設改良費から第3項他会計貸付金まで、決算額6億5,271万3,726円です。

前年度支出の財源に充当する令和4年度同意済企業債借入額280万円を除く資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,099万7,555円は、過年分損益勘定留保資金2億2,509万6,869円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,590万686円で補填したところです。

次に財務諸表ですが、5ページの損益計算書を御覧願います。

当年度純損失は879万6,791円となっております。

6ページから7ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

8ページから12ページまでが、令和6年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからは決算付属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、認定第7号令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定について説明いたします。

決算書の39ページをお開き願います。

39ページから42ページまでは、令和5年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

39ページから40ページまでの上段は収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事

業収益は第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額9億8,863万3,032円です。下段は支出で、第1款下水道事業費用は第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて、決算額9億4,893万2,131円です。

次に、41ページから42ページまでの上段は資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は第1項企業債から第5項分担金及び負担金までを合わせて、決算額4億4,727万9,940円です。次に下段が支出で、第1款資本的支出は第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額7億4,199万4,821円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,471万4,881円は、当年度分損益勘定留保資金2億7,377万2,911円、繰越利益剰余金処分量1,087万1,620円、減債積立金482万7,967円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額510万8,765円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13万3,618円で補填したところです。

次に財務諸表ですが、43ページの損益計算書で、当年度純利益が3,430万4,294円となっております。

44ページから45ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

46ページから50ページまでが、令和6年3月31日現在の貸借対照表です。

51ページからは、決算付属書類として事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

そのほか、お手元の資料、赤番10の遠軽町企業会計決算審査意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、認定第6号令和5年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第7号令和5年度遠軽町下水道事業会計決算認定についての説明を終わります。

---

### ◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

一括上程しました令和5年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

---

午前11時55分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に阿部議員、副委員長に8番、佐藤議員が選出されましたので御報告いたします。

---

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	松本信一
署	名	議員
署	名	議員
		白幡隆一
		渡辺清夏